

異常気象時の点検及び報告仕様書

異常気象時の点検及び報告

1. 請負者は、異常気象時の点検及び報告については「新潟市土木工事共通仕様書 1 - 1 - 3 1 工事中の安全確保 6 , 8 , 1 5 , 1 6 」の規定によるものとする。
2. 請負者は、異常気象時の安全管理計画を明記した施工計画を作成して、監督員に提出しなければならない。
3. 異常気象が予測される場合は、気象情報収集をしなければならない。
4. 点検・報告
 - (1) 2 5 mm / h 以上の降雨の場合は、ただちに工事区域の点検を行い、点検結果を担当課へ報告をしなければならない。
ただし、作業中の場合は、作業中止の報告をした上で、点検を行うものとする。
 - (2) 台風接近による暴風が予測される場合は、あらかじめ工事区域を点検し、資材等の飛散防止対策を施し、担当課へ完了の報告をしなければならない。
また、台風通過後ただちに再点検し、点検結果を報告するものとする。
 - (3) 震度 4 以上の地震発生時は、ただちに工事区域及びその周辺の被害状況を調査し、点検結果を担当課へ報告する。
 - (4) 点検・報告は、休日・夜間を含むものとし、事象発生から 2 時間以内に報告しなければならない。

参考資料

異常気象時における休日・夜間の緊急連絡及び報告体制表